



平成 28 年 6 月 28 日

各 位

会社名 松田産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 芳明
(コード：7456 東証第一部)
問合せ先 取締役 IR 部長 木下 敦視
(TEL. 03-5381-0728)

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」一部変更のお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 28 日開催の取締役会において、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を一部変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 28 年 6 月 28 日開催の第 67 回定時株主総会での承認をうけて、執行役員制度を導入したことに伴う変更であります。

2. その他

変更後の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、添付資料のとおりであります。

なお、本ガイドラインは、当社ウェブサイト (URL:<http://www.matsuda-sangyo.co.jp/index.html>) にも掲載しております。

以 上

コーポレートガバナンス・ガイドライン

平成 27 年 12 月 18 日制定

平成 28 年 6 月 28 日改訂

序 文

当社は、創業以来、「地球資源を有効活用し、業を通じて社会に貢献すること」を企業理念に、企業価値の向上と持続的な成長に向けて、事業拡大に積極的に取り組んできた。

これからも、さらなる最適経営を目指し、株主および投資家、取引先、地域社会、従業員等との間の良好な関係を保ち、社会的責任を持続的に果たしていくために、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を取締役会で決議し制定した。

本ガイドラインは、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みを示すものであり、当社の取締役会において継続的に見直し、適時適切に公表する。

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 本ガイドラインは、松田産業株式会社（以下「当社」という）が、創業精神に基づき定める以下の「企業理念」・「社是」・「社訓」の実現を通じ、持続的に成長し、企業価値を向上させ、株主およびその他のステークホルダーに対する社会的責任を果たすために、最良のコーポレートガバナンスを追求することを目的とする。

《企業理念》

地球資源を有効活用し、業を通じて社会に貢献すること

《社 是》

1. 我々は、激変時代に対応するターゲットを設定し、その達成に努力する。(TARGET)
2. 我々は、創意により御得意先様の求める商品の開発育成に努力する。(POTENCIAL)
3. 我々は、新しい時代の技術と高度の品質の確保に努力する。(TECHNOLOGY)
4. 我々は、変化を恐れず速く、激しく、正確に新しい時代を生き抜く。(VITALITY)

《社 訓》

- ・開拓精神 私達は、常に独創力を発揮し、旺盛なる開拓精神をもって新規開拓に努力する。
- ・有言実行 私達は、常に会社の方針を正しく理解し、不撓不屈の精神をもって、有言実行に努力する。
- ・信用第一 私達は、常に会社の代表であることを自覚し、信義の精神をもって信用を高めることに努力する。
- ・協力一致 私達は、常に人の和を基本とし、親和と協調の精神をもって健康で明るい職場の建設に努力する。
- ・自己啓発 私達は、常に視野を広く知識を深め、こうまいな精神をもって人格の向上に努力する。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社は、経営環境の変化に迅速に対処し、より公正で信頼性の高い経営を実現するための経営管理体制を構築するとともに、法律、社会規範、倫理等の遵守に力を注ぎ、全従業員を対象に時機を捉えた教育・訓練を実施してコンプライアンス体制の充実を図るとともに、経営の透明度を高めるために積極的な情報開示を行うことで、コーポレートガバナンスの充実を図る。

第二章 株主の権利と平等性の確保

(株主総会、議決権の尊重)

第3条 取締役会は、株主総会が議決権を有する株主によって構成される最高意思決定機関であることを認識し、株主の権利が実質的に確保されるように適切な対応を行う。

2. 当社は、株主に対して株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を開催日の3週間前までに発送するとともに、発送後直ちにTDnetや当社ホームページに当該招集通知を開示する。
3. 当社は、株主総会に出席しない株主を含むすべての株主が適切に議決権を行使することができる環境の整備に努める。
4. 取締役は、株主との信頼関係を醸成するために、株主総会において株主に十分な説明を行い、質疑には分かりやすい応答に努める。
5. 取締役会は、各議案に対する賛否状況を分析し、必要な場合は、株主との対話その他の対応を検討する。

(株主の平等性の確保)

第4条 当社は、株主平等の原則の下、特定の株主の利益に偏り、他の株主の権利を実質的に侵害することがないように株主間の公平性の確保に努める。

(株主の権利の保護)

第5条 当社は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、支配権の変動や、大規模な希薄化が生じる増資等を行う場合には、その必要性和合理性について十分検討し、適正な手続きを確保するとともに、適正に開示する。

2. 当社は、いわゆる買収防衛策を導入せず、当社株式が公開買付けの対象とされた場合には、公開買付けに関する取締役会としての考え方を株主に十分かつ明確に説明し、株主が公開買付けに応募するかどうかを判断するために必要な情報を提供する。

(資本政策、株主還元)

第6条 当社は、株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策および株主還元の基本的な方針を次の通りに定める。

《資本政策》

当社は、成長性を捉えた事業機会への最適資源配分、財務健全性の確保、株主還元のバランスを考慮し、持続的に企業価値を向上させることを資本政策の基本的な方針とする。

《株主還元》

当社は、成長投資のための内部留保とのバランスを考慮しつつ、安定且つ持続的な配当の実施と、市場環境を勘案した機動的な自己株式取得を通じて、株主価値を向上させ、株主の期待に応えることを株主還元の基本的

な方針とする。

(政策保有株式)

第7条 当社は、事業および取引における良好な関係が維持強化され、企業価値の向上につながる企業の株式を保有の対象とし、継続保有の是非については取締役会に毎期報告し検討する。

2. 当社は、保有する株式に係る議決権の行使については、当社および保有先の企業価値に対する影響性などを考慮して総合的に判断する。

(関連当事者間の取引)

第8条 当社は、株主共同の利益に反する取引を防止するため、関連当事者間の取引を行う場合は、保険契約などの普通取引約款による取引を除き、取締役会規程の定めにより、取締役会の事前承認とする。また、取締役会の承認を得て実施した取引の重要な事実については、取締役会への報告とする。

2. 取締役会は、関連当事者間の取引の承認に際し、取引の条件およびその決定方針等が公正かつ適正であることを確認する。
3. 取締役会の事務局は、取引の承認および実施に際し、必要に応じて法的確認を行い報告する。

第三章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(倫理基準)

第9条 当社は、ステークホルダーとの適切な協働が、当社の企業価値向上と持続的な成長の創出につながることに留意し、社会的責任を踏まえた健全な事業活動倫理を尊重する企業文化および風土の醸成を図るため、取締役および従業員等が遵守すべき行動基準として企業倫理規程並びにコンプライアンス規程を定め、その実践に努める。

2. 取締役会は、前文に示す企業文化および風土の浸透を通じて遵守状況を適宜確認することに努める。

(サステナビリティへの取組み)

第10条 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）に係る課題に対して積極的に対応するよう努めるとともに、その取組み内容を公表する。

(社内の多様性の確保)

第11条 当社は、持続的な成長の実現を支える多様な人財の確保推進に努める。

(内部通報制度)

第12条 当社は、内部通報者が不利益を被る危険を懸念することのないよう、ホットライン制度規程を定め、その適切な活用を努める。

第四章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示)

第13条 当社は、財務情報および非財務情報について、会社法その他の法令に基づく適切な開示を行うとともに、会社の意思決定の透明性および公平性を確保し、実効的なコーポレー

トガバランスを実現するための情報発信を追求する。

(外部会計監査人)

第 14 条 取締役会は、株主・投資家に対し責任を負っている外部会計監査人の適正な監査を確保するよう、以下の対応に努める。

- 一． 監査時間の十分な確保
- 一． 外部会計監査人と取締役の面談等の確保
- 一． 外部会計監査人、監査等委員会および監査室の十分な連携の確保
- 一． 外部会計監査人の発見した不正および指摘した不備・問題点に対応する会社側の体制の確立

第五章 取締役会等の責務

(取締役会)

第 15 条 取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、会社の持続的な成長と企業価値の向上を促すために、経営理念に根ざした経営戦略および経営計画等についての建設的な議論を行い、その方向付けを踏まえて、法定事項を含めた重要事項の審議・決定並びに各取締役による職務執行の監督を行う。

2. 取締役会は、効率的で実効性のある取締役会とするため、法令、定款および取締役会規程に定める重要事項以外の業務執行に係る意思決定を、業務分掌規程並びに職務権限規程に定める範囲内で執行役員に委任する。
3. 取締役会は、経営計画等に向けて最善の努力を行うとともに、目標未達に終わった場合には、原因や会社の対応を分析し、株主への説明と次期への反映に努める。
4. 監査等委員以外の取締役の報酬は、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、取締役の果たすべき責務の評価・役位・就任年数・業績等を勘案し、取締役会で決定する。
5. 取締役会は、適時かつ適正な情報開示が行われるよう監督する。
6. 取締役会は、内部統制やリスク管理体制の適切な構築と、その運用状況の監督を行う。
7. 取締役会は、会社と関連当事者との取引を適切に管理する。
8. 取締役会は、監査等委員以外の取締役候補者について、経験、職歴、人格、職務上の業績等を総合的に判断し選任する。また、監査等委員である取締役候補者については、中長期的な企業価値の向上に資する助言、取締役会を通じた経営の監督、会社と関連当事者による利益相反の監督、独立・中立の立場による取締役会への意見の反映などの役割を果たすための適任者として、多様な分野における専門的な知見と経験および人格面も含め総合的に判断し選任する。
9. 取締役会は、執行役員について、取締役会が決定した会社の経営方針の理解を前提に、担当する業務の経験、成績、人格等を総合的に判断し選任する。
10. 取締役会は、効率的で実効性のある取締役会とするための構成および規模を追求する。

(執行役員会)

第 16 条 当社は、取締役会が選任した執行役員で構成する執行役員会を設置する。執行役員は社長執行役員のもとに会社の業務執行を分担し、執行役員会は、取締役会の委嘱を受けた

事項、その他の業務執行に関する事項を審議し、決定する。

(独立社外取締役)

第 17 条 当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、会社の規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案し、複数の独立社外取締役を選任する。

2. 独立社外取締役は、中長期的な企業価値の向上に資する助言、取締役会を通じた経営の監督、会社と関連当事者による利益相反の監督、独立・中立の立場から取締役会で意見を述べる。

3. 当社は、別に定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に基づき、社外取締役の独立性に関する判断を行う。

(監査等委員会)

第 18 条 当社は、独立社外取締役を過半数として構成する監査等委員会を設置し、常勤の監査等委員（原則として監査等委員会の委員長となる）を置く体制とし、独立かつ客観的な経営の監督機能をより明確にする。

(取締役の兼任)

第 19 条 取締役は、その役割・責務を果たすために必要な時間と労力を業務に振り向ける必要があり、他の上場企業の役員を兼任する場合には、当社の取締役としての役割・責務が履行可能な範囲に限るものとし、已むなき事由を除いて、当社の取締役会への年間の出席率 75%以上を求め、上場企業の役員兼務数は当社を含め 3 社程度とする。

2. 当社は、取締役の他の会社の兼任状況を毎年開示する。

(取締役の情報入手に関する支援)

第 20 条 取締役は、その役割・責務を果たすために必要な情報の提供を会社に求め、会社は、適確な提供に努める。

(取締役のトレーニング)

第 21 条 取締役は、役割と責務を適切に果たすため、必要な知識の習得や更新等の研鑽に努める。

2. 会社は、取締役に対して、就任の際における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、および取締役に求められる役割・責務の理解の機会を提供し、また、在任中における継続的な更新を目的として、個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋を行い、それに係る費用の支援を行う。

第六章 株主との対話

(株主との対話に関する方針)

第 22 条 当社は、適正な企業価値評価の実現を図るため、株主・投資家の投資判断に有用な情報の迅速、正確かつ公平な提供および建設的な対話を行い、株主・投資家の理解促進に努める。

(体制と取組み)

第 23 条 当社は、適切な情報開示および株主・投資家との建設的な対話を実現するために、情報開示担当取締役を定め、情報開示担当取締役を管掌責任者とする IR 部を設置し、株主・

投資家窓口として社内部門との連携を図り、情報開示に対応する。

2. 情報開示担当取締役は、当社が開催する個人投資家・アナリスト・機関投資家に対する会社説明会を企画立案し、事業内容・決算情報などの情報開示の場として活動の充実に努め、IR部は、個別のミーティングなども適宜対応することで情報開示のより深い理解へ導くよう努める。
3. 情報開示担当取締役は、IR活動を通じて株主・投資家から頂いた意見・要望を、その活動内容とともに定期的に取り締役会並びに監査等委員会に報告し共有する。
4. 情報開示担当取締役は、重要かつ未公表な内部情報（インサイダー情報）が外部に漏洩することを防止するため、内部者取引管理規程に基づく社内教育を行うとともに、情報管理の徹底を図る。

以 上

独立社外取締役の独立性判断基準

平成 27 年 12 月 18 日制定

平成 28 年 6 月 28 日改訂

1. 現に当社グループの業務執行者（注1）でなく、過去においても当社グループの業務執行者となったことがないこと。
2. 過去5年間において、当社グループの主要な取引先（注2）である企業等、または当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者でないこと。
3. 過去5年間において、当社グループから取締役報酬以外に多額の報酬（注3）を直接受け取っている者でないこと。また、現在および過去1年間において、コンサルタント、会計専門家、法律専門家として所属する法人等が当社グループから高額の報酬（注4）を受け取っていないこと。
4. 過去5年間において、当社グループから多額の寄付（注5）を受けている者、または寄付を受けている法人、団体等の業務執行者でないこと。過去5年間において、当社グループの会計監査人または監査法人の社員、パートナーまたは使用人であって、当社グループの監査業務を実際に担当していた者でないこと。
5. 現在、当社グループの主要株主（注6）である者、またはその利益を代表する者でないこと。
6. 現在、当社グループが主要株主である企業等の業務執行者でないこと。
7. 現在、当社グループの借入先である企業等の業務執行者でないこと。
8. 過去5年間において、当社グループとの間で、取締役が相互就任の関係にある企業等の業務執行者でないこと。
9. 以下に該当する者の近親者（注7）でないこと。
 - ①過去5年間において当社グループの業務執行者である者（但し、この場合の業務執行者に含まれる使用人は部長格以上の使用人に限定する）。
 - ②1項から8項の各要件が否定される者（但し、1項から3項および5項から8項は、業務執行者に含まれる使用人を除く）。
10. その他、取締役としての職務遂行において、重大な利益相反を生じさせる事項または判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係等の独立性・中立性に支障を来たす事由を有していないこと。

（注1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者、使用人をいう。

（注2）主要な取引先とは、過去の会計年度における当社グループとの取引高が、当社または取引先の連結売上高の2%以上である企業等をいう。

（注3）多額の報酬とは、年間10百万円を超える報酬をいう。

（注4）高額の報酬とは、所属する法人等の連結売上高の2%以上をいう。

（注5）多額の寄付とは、年間10百万円を超える寄付をいう。

（注6）主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者および保有する企業等をいう。

（注7）近親者とは、二親等以内の親族をいう。

以 上